

議案第78号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。
別表第1第26項中「くき市民カード」を「印鑑登録証」に改め、同表第27項中「。次項において「番号法」という。」を削り、同表中第28項を削り、第29項を第28項とし、第30項から第44項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

くき市民カードの名称の変更並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による通知カードの廃止に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。